

(問1) 保育所の財産処分にあたり、地方公共団体の事務効率化を図る観点から、現行制度のマニュアルを作成すること等により、地方公共団体に対して制度の周知を図るべきと考えるが、貴省の見解を伺いたい。

(回答)

保育所の財産処分の手続き等については、毎年度開催している都道府県・指定都市・中核市の保育関係事務担当者を対象とした会議において説明を行うとともに、事務手続きに関する資料を配布することにより、制度等についての周知を図っているところである。

(問2) 保育所の財産処分にあたり、少子化等の社会情勢の変化を受けて廃園等となる保育所の転用、譲渡、貸与等について、国庫補助金の返還を不要とする範囲を拡大する、手続きを簡素化する等、柔軟な運用をすべきと考えるが、貴省の見解を伺いたい。

(回答)

- 1 財産処分承認申請の手続きについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条において、「国庫補助施設の財産処分については各省各庁の長の承認を受けないで補助金等の交付の目的に反して使用等をしてはならない」と規定しており、この趣旨はいうまでもなく国庫補助金の適正な執行のためであり、国庫補助により建設した施設がみだりに補助目的外施設等に転用等されることを防止しているものと考えている。
- 2 このため、特定の目的で国庫補助を行った財産の転用等による目的外の使用については、個々のケースによりその実情が異なるため、原則、補助目的の達成状況等を総合的に勘案して個別具体的に国庫補助返納の要否等を判断することとなる。
- 3 もう一方で、既存の社会福祉施設の効率的な活用を図る観点から、この承認申請手続きについては、「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)金に係る財産処分承認手続きの簡素化について」(平成12年3月13日社援第530号局長連名通知)により、一定の事由に該当する場合に限り、既に手続きの簡素化及び国庫への返還の免除を認めているところ。  
今後も、この通知に沿った運用を進めてまいりたい。